

## 1. 適合性審査における小規模団体への配慮

### (1) 小規模の範囲

次の2点を満たす団体及び①が0円の団体。

①公的助成金合計額：4,000万円以下

②経常収益に占める公的助成金合計額の割合：50%以上

※公的助成金・・・強化費、スポーツ振興くじ助成、スポーツ振興基金助成

### (2) 配慮の方法

「原則2(3)②理事が原則として10年を超えて存在することがないように再任回数の上限を設けること」において「小規模団体配慮措置」を設定。

小規模団体に該当する団体は、2巡目の適合性審査時に限り、配慮を希望する場合、条件を満たす説明を行えば、規定を遵守できなくても、足りることとする。

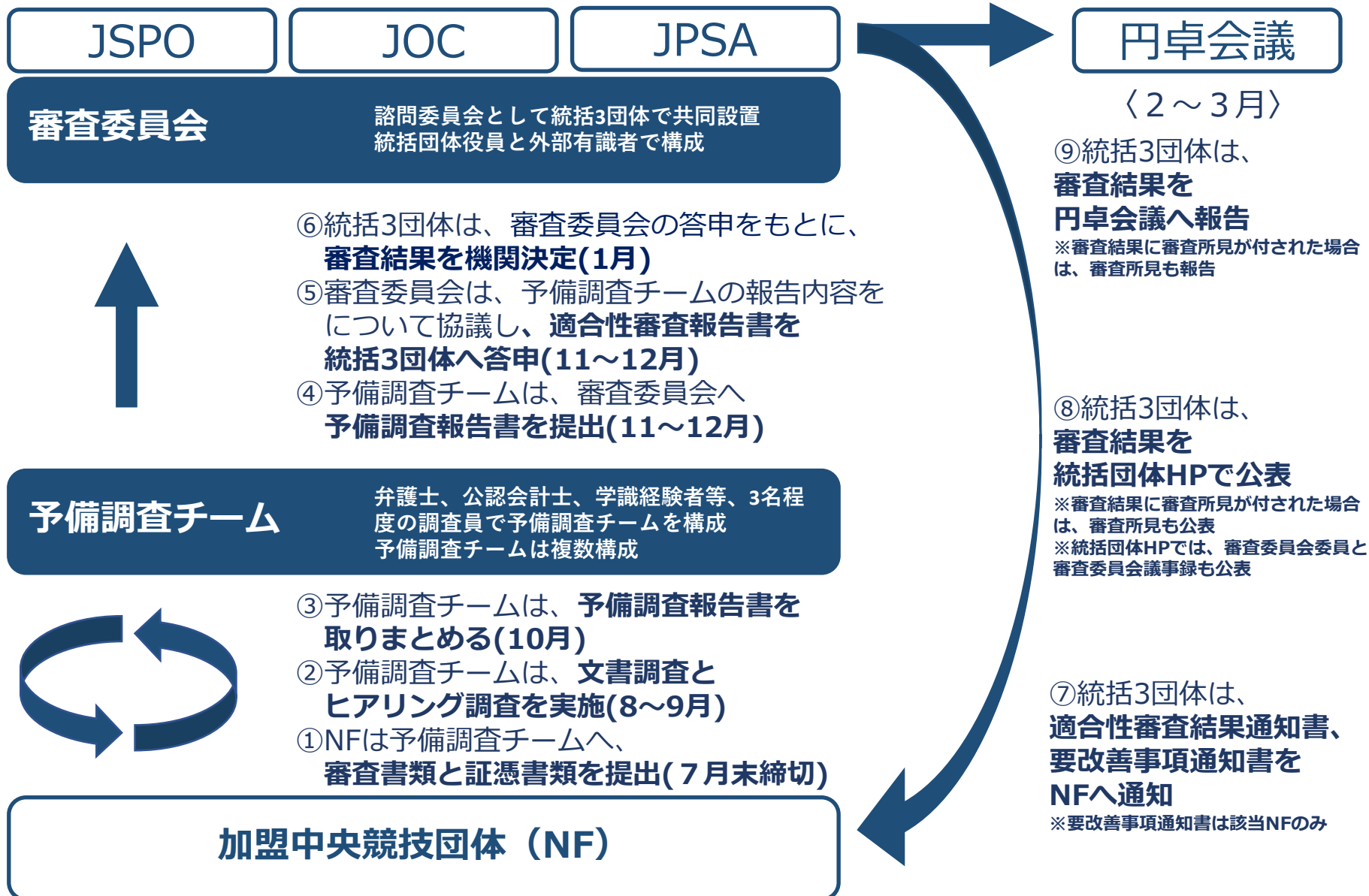
## 2. 競技横断的な支援の方法

(1) 団体(NF)役員等のリストの作成・共有による、団体間の役員等の人材環流の創出。

(2) 統括団体による、法務、会計、危機管理等、NFの人材育成に資する研修等の創設。

→令和6年度中の開始・実施を目指す

# スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査 スキーム図



※NFと予備調査チームの間での審査書類のやり取りや、審査委員会の開催準備等、審査に係る事務手続きは統括3団体事務局が担う。